

令和元年第5回にかほ市議会定例会会議録（第5号）

1、本日の出席議員（18名）

1番	齋藤光春	2番	佐々木孝二
3番	小川正文	4番	伊東温子
5番	齋藤聡	6番	齋藤進
7番	森鉄也	8番	渋谷正敏
9番	佐藤直哉	10番	宮崎信一
11番	佐藤治一	12番	佐々木正勝
13番	佐々木春男	14番	佐々木敏春
15番	伊藤竹文	16番	佐藤文昭
17番	菊地衛	18番	佐藤元

1、本日の欠席議員（なし）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	藤谷博之	次長	加藤淳子
班長兼副主幹	須田益巳	主査	阿部郁美

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
教育長	齋藤光正	総務部長 (危機管理監)	佐藤正春
企画調整部長 (地方創生政策監)	佐々木俊哉	市民福祉部長	阿部聖子
農林水産建設部長	土門保	商工観光部長	佐藤豊弘
教育次長	齋藤一樹	ガス水道局長	佐々木善博
消防長・消防署長	本間徳之	会計管理者	渋谷憲夫
総務課長	佐々木俊孝	税務課長	山田克浩
総合政策課長	齋藤稔	まちづくり推進課長	佐藤喜仁
商工政策課長	齋藤和幸	観光課長	佐々木修
市民課長	佐々木明美	生活環境課長	佐藤正穂
福祉課長	三浦純	学校教育課長	菊地新吾
象潟・金浦B&G海洋センター所長	原田浩一	管理課長	今野雄志
総務課長・通信指令課長	早水和田		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第5号

令和元年12月13日（金曜日）午前10時開議

- 第1 議案第 93号 令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第11号）
- 第2 議案第 97号 にかほ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について
- 第3 議案第 98号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 第4 議案第 99号 にかほ市ガス事業清算特別会計条例制定について
- 第5 議案第100号 にかほ市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に係る固定資産税の課税免除に関する条例制定について
- 第6 議案第101号 にかほ市工業振興条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第102号 損害賠償の額を定めることについて
- 第8 議案第103号 秋田県市町村総合事務組合理約の一部変更について
- 第9 議案第110号 令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）について
- 第10 議提第 10号 議案第110号 令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）についての付帯決議
- 第11 議案第111号 令和元年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）について
- 第12 議案第112号 令和元年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第13 議案第113号 令和元年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第14 議案第114号 令和元年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第15 議案第115号 令和元年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第4号）について
- 第16 議案第116号 令和元年度にかほ市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第17 議案第117号 にかほ市印鑑条例の一部を改正する条例制定について
- 第18 議案第118号 にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第19 議案第119号 令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）について
- 第20 陳情第 15号 ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険の抜本的改善を求める陳情
- 第21 陳情第 16号 若い人も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情
- 第22 陳情第 17号 お金の心配なく、国の責任で、安心してらせる社会の実現のため社会保障制度の拡充を求める陳情
- 第23 陳情第 18号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書の提出について

- 第24 陳情第 19号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設に関する意見書の提出について
- 第25 陳情第 20号 「深刻な医師不足、高齢化の進行、公共交通機関の衰退など地方における公立・公的病院のおかれている医療事情の状況把握を欠いたまま、国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないこと」を国に求める意見書提出の陳情書
- 第26 陳情第 21号 加齢性難聴者への補聴器購入に公的助成制度の創設を求める意見書提出を要請する陳情
- 第27 議提第 11号 ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の大幅処遇改善、介護保険の抜本的改善を求める意見書
- 第28 議提第 12号 社会保障制度の拡充を求める意見書
- 第29 議提第 13号 医師養成定員を減らす方針の見直しを求める意見書
- 第30 議提第 14号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書
- 第31 議提第 15号 「深刻な医師不足、高齢化の進行、公共交通機関の衰退など、地方における公立・公的病院の置かれている医療事情を考慮し、一方的な再編・統合は行わないこと」を求める意見書
- 第32 議提第 16号 加齢性難聴者への補聴器購入に公的助成制度の創設を求める意見書
- 第33 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第5号に同じ

午前10時15分 開 議

●議長（佐藤元君） ただいまの出席議員は18人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

これから一般会計予算特別委員会のため、しばらく休憩いたします。

午前10時15分 休 憩

.....

一般会計予算特別委員会会議録

出席委員（18名）

1 番	齋藤	光春		2 番	佐々木	孝二
3 番	小川	正文		4 番	伊東	温子
5 番	齋藤	聡		6 番	齋藤	進
7 番	森	鉄也		8 番	渋谷	正敏
9 番	佐藤	直哉		10 番	宮崎	信一
11 番	佐藤	治一		12 番	佐々木	正勝
13 番	佐々木	春男		14 番	佐々木	敏春
15 番	伊藤	竹文		16 番	佐藤	文昭
17 番	菊地	衛		18 番	佐藤	元

.....

欠席委員（なし）

.....

議会事務局職員

議会事務局長	藤谷博之	次	長加藤淳子
班長兼副主幹	須田益巳	主	査阿部郁美

.....

説明員

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
教育長	齋藤光正	総務部長 (危機管理監)	佐藤正春
企画調整部長 (地方創生政策監)	佐々木俊哉	市民福祉部長	阿部聖子
農林水産建設部長	土門保	商工観光部長	佐藤豊弘
教育次長	齋藤一樹	ガス水道局長	佐々木善博

消防長・消防署長	本 間 徳 之	会 計 管 理 者	渋 谷 憲 夫
総 務 課 長	佐々木 俊 孝	税 務 課 長	山 田 克 浩
総 合 政 策 課 長	齋 藤 稔	まちづくり推進課長	佐 藤 喜 仁
商 工 政 策 課 長	齋 藤 和 幸	観 光 課 長	佐々木 修
市 民 課 長	佐々木 明 美	生 活 環 境 課 長	佐 藤 正 穂
福 祉 課 長	三 浦 純	学 校 教 育 課 長	菊 地 新 吾
象潟・金浦B&G海洋センター所長	原 田 浩 一	管 理 課 長	今 野 雄 志
総務課長・通信指令課長	早 水 和 洋		

.....

午前10時16分 開 議

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） ただいまから一般会計予算特別委員会を開会します。
ただいま出席している委員は18名です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しております。

各小委員長の審査の報告を求めます。

初めに、総務小委員長の報告を求めます。15番伊藤竹文総務小委員長。

【総務小委員長（15番伊藤竹文君）登壇】

●総務小委員長（伊藤竹文君） おはようございます。まずもって、本日の本会議、総務委員会の再開のために、遅らせてしまいましたこととお詫び申し上げます。

令和元年12月9日付託の下記事件につき、審査を終了しておりますので御報告申し上げます。

議案第93号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第11号）、全員の賛成で承認と決しております。

議案第110号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）について、所管に関する事項、全員の賛成で可決と決しております。

次に、議案第119号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）について、全員の賛成で可決と決しております。

審査の内容を若干御説明申し上げます。

初めに、議案第93号でございます。

まちづくり推進課関係でございます。

質問です。ふるさと納税が活発で喜ばしいことです。9月から11月も米の定期便など好調のようで、今後2億円を超えるのではと思われます。にかほ市のブランドガニについての新聞記事がありました。価格や漁獲量などの問題について心配があると思いますが、いかがですか。

答弁です。返礼品の価格は寄附額の3割以下と定められていますので、品代の金額から納税額を逆算することで設定していて、その価格に応じて寄附を求める額を提示することになります。昨年の

例もありますので、カニについて寄附を求める場合は、寄附者の数を限定して対応していきたいと思えます。

質問です。各地のブランドガニは、値段も1,500円から8,000円ぐらいとまちまちです。由利牛なども同じ考え方だと思えますが、とれる場所によって値段が違えます。一業者との話し合いだけで進めていて、業者と漁師の話し合いができていないのが問題です。実際にとっている漁師との話し合いも必要だと思えますが、そのような機会を設ける考えはありますか。

答弁です。実際、業者との協議の中で進めていますが、業者が漁師と話し合っているかどうかは把握しておりません。今後、農林水産課を通じて漁師の実態を把握できるよう進めてまいりたいと思えます。

質問です。ふるさと納税の返礼品に関して、生鮮食品の衛生上の問題についてはどのように対応しておりますか。

答弁です。生鮮食品と米の保管状況については、契約の中で業者の責任のもとで、関係法令を遵守し発送していますので、市の方で保管状況等は確認しておりません。

質問です。現在、10サイトの実績状況についてお伺いします。

答弁です。現在、10のサイトについて実績を取りまとめていますので、それを見ながら来年度以降の契約について検証していきますが、ある程度整理をするかもしれません。返礼品については、他の自治体の状況を見ながら、常にリニューアルをしていくよう取り組んでいきます。

質問です。ふるさと納税の件数に注目してみますと、現在6,717件です。このままいくと8,000件を超えるのではないかとと思えますが、この8,000件の寄附者に対して市のPRをしたら、相当の効果があるのではないのでしょうか。

答弁です。寄附者に対して受領証明書を発行していますが、その際に観光パンフレットを同封しています。

次に、議案第110号です。

同じくまちづくり推進課です。

同じくふるさと納税に関する質問です。

ふるさと納税管理サイト運営委託料2,100万円ですが、委託先は毎年決まっているのですか。その中に市内業者はいますか。

答弁です。現在、委託先として10の業者と契約しております。市内業者はありません。ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税、ふるなび、ふるさとぷらす等々です。10のサイトのふるさと納税を専門的に扱っている事業者で、ホームページ上で見ることができます。

質問です。委託料は、この10業者に定額で払っているのですか、それとも納税の件数で変わりますか。

答弁です。契約で取り扱った寄附金額の割合で委託料が決まります。概ね12%から18%となっております。取り扱った納税額にこの割合を掛けた金額が請求されてきます。

質問です。ふるさと納税のシステムについてですが、大まかで結構です、最終的に市にどのぐらいの割合で残ることになりますか。

答弁です。3割が返礼品、それに送料、管理サイト委託料が18%、受領証明書の封筒の印刷代、郵便代等々必要経費となります。平成30年度、昨年度の実績では、関連経費が6割程度でした。現在は法令上で5割に抑えなさいというふうに決まっております。

質問です。仁賀保駅舎の修繕は、シリコンで埋めてコーキングするようですが、簡易的な応急処置で大丈夫ですか。

答弁です。今回の修繕は、あくまでも応急処置です。来年度実施計画に載せますが、本格的な修繕工事を実施できればと考えております。今回の処置は、この冬を乗り切るための対応となっております。

次に、防災課に関する事項です。

三森の街灯について、全部交換ということですか。

答弁です。本体120万円ほどかかりますが、バッテリー装置の故障によるものであります。

質問です。同じような時期に建てた街灯があるとすれば、同じように金額がかかってくると思いますが、寿命がどの程度のものでしょうか。

答弁です。全てのソーラー街灯に電流を点灯させるために交流に変えるインバーターが必要となります。一概に耐用年数は特別うたわれておりません。設置環境によっては、日の当たらない場所ではバッテリーが働かなくなる可能性があるということは伺っております。

総合政策課関係です。

質問です。今回着任した地域おこし協力隊の方は、どのような活動を行うのでしょうか。

答弁です。旧上郷小学校関連事業において、フェイスブック、SNSの立ち上げや、それを活用した情報発信及び毎月行われているワークショップの運営等を行っております。

質問です。ワークショップはどういった内容で、参加者は限定されているのでしょうか。地域の方などの参加はありますか。

答弁です。全国で取り組んでいる事例について、当事者をゲストとして招聘し、参加者へ事例紹介をしていただくことで情報共有を図っています。参加者については地域の若者や市職員などで、限定はしておらず、自主的に集まっていたメンバーです。

以上で報告を終わります。

申し訳ございません。

議案第119号については、特に質疑応答はございませんでした。

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 報告が終わりましたので、総務小委員長に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 質疑なしと認めます。これで総務小委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育民生小委員長の報告を求めます。4番伊東温子教育民生小委員長。

【教育民生小委員長（4番伊東温子君）登壇】

●教育民生小委員長（伊東温子君） 令和元年12月9日付託の下記事件につき、審査を終了しました

ので報告いたします。

初めに、議案第110号令和元年度にかほ市一般会計補正予算、所管に関する事項なのですが、第7号について、審査の結果は可決と決しております。全員の賛成でありました。

審査の内容を若干報告いたします。

学校総務課について。

スクールバス運行管理委託料につきまして。

安全管理マニュアルの内容、ヒューマンエラー対策、運転手の確保について伺う。

安全運営マニュアルについては、契約の際の仕様書の運行基本方針で、法令遵守することや安全に万全を期すこと等を定めている。ヒューマンエラーについては、運行業者が運行基本方針に基づいて対策されているものと考えている。運転手の確保については、委託業者にバス1台2名以上の確保、運転手には3年以上のバス運転の実務経験があること等の要件をつけている。

なお、安全運転に関しては、委託している業者に日常点検の項目や安全管理の項目、ヒューマンエラーについては、運転手の研修等の取り組みの確認をし、対策を徹底していく考えであるということです。

学校教育課です。

要保護・準要保護等児童生徒援助費について。

対象児童生徒数の増加が見られるが、当初予算では125人だったが、現在140人、1名申請中で、16名増加している。家庭環境の変化によって新規に申請する人が増えているということです。

フェライト科学子ども館。

光熱水費140万円の増額について。

冷暖房の使用方法について、機器の稼働時間の調整等による使用料の削減対策はないか。

機器の特性上、稼働させてすぐには館内の温度調整ができないので、開館時間前から稼働していないと来館者に迷惑をかけるため、稼働時間を調整することは非常に難しい。

象潟・金浦B&G海洋センター。

第三の居場所増築工事委託料について。

市でこの事業にかけた300万円について、当局としての見解はどうか、どう捉えているか。

やめたということではなく、計画を見直した上で、また取り組んでいこうと考えている。可能であれば、B&Gの助成金を申請しながらやっていくつもりでいる。設計した図面等は、今後、計画の参考に活用し、視察は今後の運営の仕方に指導、情報提供をしてもらっているので、今後の計画に生かしていく予定でいる。

市民福祉部関係です。

福祉課。

障がい福祉サービス増額について。

障がい福祉サービス費が増えている主な理由は。

相談支援の機関の充実、個人的に重度化した人、家族の都合で利用するようになった等あるが、潜在的なニーズが様々な機関が充実したことで顕在化したものと考えており、今後、一般的なサー

ビスは増えていくと考えている。

生活環境課。

危険空き家建物調査委託料について。

アスベスト分析調査委託料を9月補正予算に含めなかったのはなぜか。

9月補正時点では、行政処分の可否について協議中だった。国との協議の結果、行政処分に向けて進んできたので、今回計上しました。国の補助決定後、代執行についての予算は計上を行う予定です。

環境プラザ。

修繕料は今後、毎年4,000万円から7,000万円が必要なのか。費用抑制の方法はあるのか。

年間管理経費については、施設稼働の平成28年から15年間の年間保守に係る費用を試算している。修繕等の費用を抑えるため、保守や維持管理について、メーカーからの助言をもとに早めの対応で実施しています。

再商品化とは、再度同じ製品にすることか。

同じ商品をつくるための素材にする作業のことだという。

以上です。

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 報告が終わりましたので、教育民生小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 質疑なしと認めます。これで教育民生小委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設小委員長の報告を求めます。13番佐々木春男産業建設小委員長。

【産業建設小委員長（13番佐々木春男君）登壇】

●産業建設小委員長（佐々木春男君） 去る12月9日、当委員会に付託された事件につき、審査が終了しておりますので報告いたします。

当委員会に付託されました、議案第110号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）について、所管に関する事項については、全員の賛成で可決と決しております。

審査の内容を若干報告申し上げます。

商工観光部。

観光課に関する事項です。

ねむの丘の会計について。

ねむの丘の会計方式は、預貯金の差し引きを記録する単式簿記でなく、損益や資産、負債状況を集計した複式簿記を採用しているため、貸借対照表に利益剰余金として積み上げられることになるものです。そのため、翌期、次の期に繰り越すことができず、前期の利益分との相殺はできません。複式簿記における預貯金残高は、あくまでも保有している流動資産の額であり、単式簿記のように収入とみなし差し引きすることができませんとのことでした。

また、利益剰余金に回っていく純利益分が赤字が発生することによって減っていくので、逆に赤

字をきちんと発生させて、外から見ても経営体の状況が分かるようにした方がいいのではという意見には、この件に関しては、ねむの丘とも意見交換している中で、今回の28期の事業計画案で出てきているもので、基本的には、市長との約束事である使用料に関して、赤字になる前に最初にアドバンテージであるものを使いたいという申し出があったとのことでした。

また、横手市では、第三セクターに対して貸与する上で指導表というものがあり、評価基準に従って状況判断を行い、助言やバックアップしています。にかほ市でもやるべきではとの意見には、現在のところ、市として評価基準は設けていない。横手市に出向いて勉強したいとのことでした。

使用料を下げた上、収入としてあげている。やむを得ない事情により免除となっているが、その変更が必要ではないかという問いには、仕組みについて、利益剰余金の方向に変えていったらどうかと検討している。単年度協定については、来年度以降については見直しを検討してまいるということでした。

商工政策課に関する事項です。

雇用促進助成金については、導入台数に対する雇用数ではなく、工業振興条例奨励措置指定に係る設備導入後に操業日を起点とした前後半年の期間に正社員として雇用した1人につき25万円を助成するもので、上限額は1社当たり1,250万円となり、50人まで対象になるということでありました。

次に、金浦市民サービスセンターに関する事項です。

修繕を予定しているのは金浦庁舎のチャイムのタイマーで、現在手動で対応しているということでありました。

農林水産課に関する事項では、小砂川漁港の浚渫後の砂の処分については、旧上浜中学校のグラウンドに仮置き場として残土を堆積させています。平成3年か4年頃から公共下水道の道路掘削した土を堆積しており、そこに浚渫した砂も置かせてもらっている。現在、高速道路の建設工事が行われており、国土交通省に砂の活用をお願いしているところです。国土交通省に市で塩分測定をし、これだけ抜けているから使ってくださいというような積極的なアピールはしておりません。この現場の土を持って行ってほしいというような申し入れをしています。高速道路の建設工事で塩分が外に出た場合、近隣への影響は、道路境界付近には側溝等があり、雨水対策を施工しているので、直接法面や道路からしみ出た水分が悪影響を及ぼすことは考えられない。

建設課に関する事項です。

失礼しました。商工課の雇用についてですが、雇用した1人につき25万円を助成するもので、先ほど125万円と、「1社当たり125万円」というふうに発言したようですが、上限額は「1社当たり1,250万円」に訂正させていただきます。1社当たり1,250万円となり、50人まで対象になるということです。失礼しました。（該当箇所訂正済み）

次に、建設課に関する事項です。

住宅管理費修繕料については、額の大きいものでは、風呂釜の交換やガス給湯器の交換があり、1件当たり15万円から20万円ほどかかります。退去修繕のときは、クロスの張り替えや経年劣化した畳の張り替え等が多くあります。入居中でも、経年劣化した配水管の腐食による水漏れ等は、市で修繕を行いますということでありました。

なお、議案第110号には付帯決議が提出され、可決しておりますので朗読いたします。

議案第110号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）についての付帯決議。

議案第110号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）中、628万5,000円減額の「道の駅中核施設使用料」については、にかほ市（甲）とにかほ市観光開発株式会社（乙）による施設の管理運営に関する年度協定書に基づく減免と説明されている。この協定では、業務の対価として甲から乙へ指定管理料の支払いはなく、乙が甲へ使用料を納付する仕組みになっている。

象潟ねむの丘に係る使用料減額は2年続けてであり、今後予想される施設の改修を考えたときに、現行の仕組みでは同社の健全経営と市の財政負担が危惧されるので、以下の点について、留意・検討されることを求めるものです。

- 1、指定管理料並びに使用料について再検討すべきである。
- 2、議会においても同社の経営状況を確認し、かつ意見を反映できる仕組みを検討すること。
- 3、地方自治法第221条に基づき経営全般に対して指導・監督を行うこと。行政関与のあり方を明確化することであります。

また、この本付帯決議につきましては、当委員会から本会議に提出しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 報告が終わりましたので、産業建設小委員長に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 質疑なしと認めます。これで産業建設小委員長に対する質疑を終わります。

これから各議案に対する討論、採決を行います。

初めに、議案第93号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第11号）の討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 討論なしと認めます。これで議案第93号に対する討論を終わります。

これから議案第93号を採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第93号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第11号）の小委員長の報告は承認です。議案第93号は小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 起立全員です。したがって、議案第93号は小委員長の報告のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議案第110号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）についての討論を行います。
初めに、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） ほかに討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 討論なしと認めます。これで議案第110号に対する討論を終わります。

これから議案第110号を採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第110号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）について、各小委員長の報告は可決です。議案第110号は各小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 起立全員です。したがって、議案第110号は各小委員長の報告のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第119号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）についての討論を行います。
初めに、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） ほかに討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 討論なしと認めます。これで議案第119号に対する討論を終わります。

これから議案第119号を採決いたします。この採決は起立によって行います。議案第119号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）について、小委員長の報告は可決です。議案第119号は小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 起立全員です。したがって、議案第119号は小委員長の報告のとおり可決することに決定をいたしました。

これで一般会計予算特別委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これで一般会計予算特別委員会を閉会します。

午前10時36分 閉 会

本会議録は、その正確なるを証明するため署名する。

令和 年 月 日

一般会計予算特別委員会
委員長

午前11時00分 再 開

●議長（佐藤元君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、議案第93号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）の専決処分等の報告及びその承認について（専決第11号）、日程第2、議案第97号にかほ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定についてから日程第8、議案第103号秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について及び日程第9、議案第110号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）についての議案9件、日程第10、議提第10号議案第110号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）についての付帯決議の議提1件、日程第11、議案第111号令和元年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）についてから日程第19、議案第119号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）についてまでの議案9件、日程第20、陳情第15号ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険の抜本的改善を求める陳情から日程第26、陳情第21号加齢性難聴者への補聴器購入に公的助成制度の創設を求める意見書提出を要請する陳情までの陳情7件、計26件を一括議題とします。

これから各常任委員長及び一般会計予算特別委員長の審査の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。15番伊藤竹文総務常任委員長。

【総務常任委員長（15番伊藤竹文君）登壇】

●総務常任委員長（伊藤竹文君） それでは、令和元年12月9日付託の下記事件につき、審査が終わっておりますので報告いたします。

議案第97号にかほ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定について、全員の賛成で可決と決しております。

議案第98号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について、全員の賛成で可決と決しております。

議案第100号にかほ市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に係る固定資産税の課税免除に関する条例制定について、全員の賛成で可決と決しております。

次に、議案第102号損害賠償の額を定めることについて、全員の賛成で可決と決しております。

議案第103号秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について、全員の賛成で可決と決しております。

議案第118号にかほ市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、全員の賛成で可決と決しております。

以下、議案の審査について若干御報告申し上げます。

初めに、97号でございます。議案第97号にかほ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定についてでございます。

質問です。会計年度任用職員について、事務補助や除雪、草刈り等ありますが、例えば職員でで

きるものを職員でやり、委託できるものは委託ですということ、この部分のフルタイム職員はなくなるということでしょうか。

答弁です。行政の業務は、本来正職員が執行するのが基本ですので、人を雇う必要があるかどうかは毎年見直しをかけております。今回は会計年度任用職員の導入によって財政負担が大きくなるため、なお一層その見直しを強化しており、その結果として職員自身が担当したり、外部委託に切り替える場合もあります。会計年度任用職員を雇う場合には、基本的にパートタイムで任用する方針としましたので、これまでフルタイムでお願いしていた業務も、勤務時間や勤務日数の調整を各課にお願いしているところです。フルタイムについては、パートタイムに切り替える方針ですが、人がいらなくなるというものではありません。

質問です。4月1日から移行ということで、国からはこれに対する財政支援がありますか。

答弁です。地方交付税で手当てされるとの話はありますが、全く決まっておりません。新聞報道によれば、政府内では、各自治体が行政改革を進めて、自分たちの努力で財源を捻出すべきとの意見もあるようです。

質問です。フルタイム職員の任用などを含めた試算結果が約1億円の負担増とのことですが、パートタイム職員のみで任用する場合の試算結果を教えてください。

答弁です。パートタイムの任用に一本化するという方針に基づいて、各課で来年度の予算要求を行っておりますが、要求額を集計したところ、今年度の当初予算に比べて約4,000万円ほどの増加となります。ただ、給与表の格付などがまだ検討中の段階であり、予算要求は仮の金額で積算しており、これらを精査した上で数千万円規模で増加する見込みです。

質問です。会計年度任用職員には公務員としての服務規定が適用されるということですが、今まで非常勤で働いていた職員の方に対し、どのようにして公務員としての服務規定を徹底させていくのですか。

答弁です。地方公務員法に基づき与えられる権利や課せられる義務は、厳格化されます。人事評価の対象にもなりますので、それをどのようにやっていくかは今後の検討課題となっております。第2次人材育成ビジョンにおいても、会計年度任用職員に求められる能力や果たすべき役割を掲げております。研修等を行い、指導・教育を強化しながら、私たちと同じ認識に立っていただく必要があると考えております。

質問です。一方では正職員の数を減らす、一方では会計年度任用職員を増やしていった場合、結局、経費は増えていくという形にはならないのですか。

答弁です。本市の職員の定数管理としては、現在は職員数を維持する段階にありますので、職員を削減するという方針ではございません。また、会計年度任用職員を増やしていくという方針でもありません。あくまでもゼロベースで業務の見直しを行い、外部委託も含め、最適な体制をとろうとするものであります。会計年度任用職員の導入は、法改正に基づくもので全国的な取り組みであり、財政負担の膨張は避けられないものと認識しておりますが、その中で幾つか合理化、コストを抑えながら業務を遂行していきたいと考えています。

次に、議案第100号でございます。議案第100号にかほ市地域経済牽引事業の促進による地域の成

長発展の基盤強化に係る固定資産税の課税免除に関する条例制定についてでございます。

質問です。基本計画にあります承認件数について、にかほ市におけるものと秋田県におけるものとありますが、にかほ市の場合、承認要件にある企業とは、承認要件1にある①の自動車産業や航空機産業並びに医療関連等の成長ものづくり分野、②の第4次産業革命分野ということになりますか。

答弁です。にかほ市における基本計画にあります要件1の①、②、いずれか該当する企業となります。この基本計画は商工政策課で作成したものでありますが、これに該当する企業があるということで、今回の課税免除条例を制定するということです。

質問です。承認要件3にあります取引額、売り上げ、雇用者数の目標数値について、これは単年度目標ですか、3ヵ年目標のどちらかになりますか。

答弁です。計画に基づくことが承認された場合に課税免除できるものであり、建物を建設する年の次の1月1日に課税されるものですので、それまでの計画書にこの数値目標が見込まれていれば要件を満たすことになります。

質問です。にかほ市と県の双方の承認が必要となるのですか。また、県で承認されれば、にかほ市については無条件で承認といったことになるのですか。市と県それぞれの承認について連動性はありますか。その場合、県と市の承認の優先順位はありますか。

答弁です。にかほ市の基本計画は、あくまでも市独自の計画であり、県において、にかほ市の基本計画は承認されております。にかほ市の計画に基づくかどうかは市で判断し、書類上不備がなければ県へ上程し、次に県で審査・承認という流れになりますので、県の承認が絶対条件となります。

質問です。にかほ市の企業については、雇用者数3人増加という県の承認要件をクリアしても、8人増加ということというにかほ市の承認要件をクリアしなければ県では承認しないということですか。

答弁です。まずは、にかほ市で審査、次に県が審査・承認するという流れとなっております。決定権者は県になります。承認要件にある対象事業や分野は、県と市で異なっておりますので、あくまでもにかほ市独自の分野を対象としているため、雇用者数8人増加という承認要件となっております。

質問です。にかほ市に計画書を提出した際に、8人以上雇用しなければならないということですか。

答弁です。あくまでもにかほ市の基本計画ですので、その場合は8人以上雇用する計画でなければならないということです。

質問です。承認要件にある雇用者数の増加見込みについては、現実的な数値として三、四人の増加でも制度適用となるようにすべきではないかと思いますが、市内業者で8人以上の雇用者数の増加は、一部の企業を除き不可能だと思います。にかほ市の基本計画の要件に合う一部の企業のために、この制度をつくるのですか。

答弁です。詳細につきましては商工政策課が担当となりますが、基本計画を作成するに当たり、商工政策課では、コールセンター等、今後の情報系産業分野における見込みから基本計画を策定したと伺っております。

質問です。にかほ市の基本計画にある促進区域図について、鳥海国定公園や九十九島周辺以外で

あればどこでも該当するのですか。

答弁です。基本計画の中では、にかほ市の行政区域面積、概ね2万4,113ヘクタールが対象とされておりますが、その中で例外として国定公園区域と鳥獣保護区域は対象区域からは除外されます。ただし、その中の金浦臨海工業団地、竹沢地区、山王森地区、仁賀保産業団地、市道境田六日線、市道平沢小出2号線に囲まれた地域については、促進区域となっております。

次に、102号です。議案第102号損害賠償の額を定めることについて。

質問です。ケーブルが埋設されているのは分かっている作業をしていると思います。ここは初めての草刈りでなく、何回も何十回も草刈りしてると思うんですけども、何といっても不注意極まりない。また、まさか初めて一人で草刈りをしたわけじゃないと思いますが、署内で話していると思いますが、今後の消火栓、埋設されているケーブル等の作業に関しての、今後の対策や今回の反省点を教えてください。

答弁です。このようなことになったのは、安全管理に対する注意指導が足りなかったということが要因と考えられます。庁舎周辺の草刈りもしているわけですが、その中でも危険と思われる箇所とか建物近くや石などがある場合、草を刈っている最中に石が飛んで相手に当たる可能性があり、そのようなことも注意して指導していきたいと思っております。

質問です。損害賠償額96万7,297円、先ほど80メートルの埋設部分を全部取り替えたとのことでしたが、マックスバリュの営業中に営業業務やお客様がキャッシュサービスを使えなかったりとか迷惑があったと思いますが、この96万7,297円の内訳は、埋設工事に関するのみの補償額なのか、それともそれ以外の損害賠償額も含まれているのか、お聞きします。

答弁です。請求の内訳ですが、東北インテリジェント通信で調査に入ったのが21日午後4時から夜の11時まで作業をしております。そのときの費用として44万9,718円。翌22日、23日に切断箇所を特定して修繕工事をしてしておりますが、それは朝9時から夜の8時ぐらいまで作業をやっておりまして、工事は店舗が終了してからの夜間において作業を行ったようです。そのときの復旧費用は51万7,491円との請求が来ております。また、質問の損害賠償額についてですが、88円の損害賠償額となっております。よって、工事にかかった合計が96万7,297円となっております。

質問です。賠償について、賠償責任保険から支払われるとのことでしたが、これは月額か年額で支払われる保険料、限度額はどうなっておりますか。

答弁です。こちらは年額で保険料を支払っております。今年度は3万1,770円を支払っています。この保険は消防業務全般に対象になりまして、消防法に定める消防本部が実施する全ての業務で火事や救急、今回の草刈りのように消防業務であれば当てはまります。限度額ですが、1名につき1億円、1事故総額3億円、自己負担額はなしというふうになっております。

ほかに議案第98号並びに議案第103号、議案第118号については、特に御報告申し上げるような質疑はございませんでした。

以上、報告を終わります。

●議長(佐藤元君) これから総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで総務常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。4番伊東温子教育民生常任委員長。

【教育民生常任委員長（4番伊東温子君）登壇】

●教育民生常任委員長（伊東温子君） 令和元年12月9日付託の下記事件につき、審査が終わりましたので報告いたします。

議案第111号令和元年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）については、全員の賛成で可決と決しております。

議案第112号令和元年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、全員の賛成で可決と決しております。

議案第117号にかほ市印鑑条例の一部を改正する条例制定について、全員の賛成で可決と決しております。

陳情第15号ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険の抜本的改善を求める陳情につきましては、賛成多数で採択と決しております。

陳情第16号若い人も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情につきましては、賛成なしで不採択と決しております。

陳情第17号お金の心配なく、国の責任で、安心してらせる社会の実現のため社会保障制度の拡充を求める陳情に対しては、賛成多数で採択と決しております。

陳情第18号医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書の提出については、賛成多数で採択と決しております。

陳情第19号介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設に関する意見書の提出については、賛成多数で採択と決しております。

陳情第20号「深刻な医師不足、高齢化の進行、公共交通機関の衰退など地方における公立・公的病院のおかれている医療事情の状況把握を欠いたまま、国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないこと」を国に求める意見書提出の陳情書、これにつきましては、賛成多数で採択と決しております。

陳情第21号加齢性難聴者への補聴器購入に公的助成制度の創設を求める意見書提出を要請する陳情に対しては、賛成多数で採択と決しております。

審査の内容につき若干報告いたします。

議案第117号についてです。 にかほ市印鑑条例の一部を改正する条例制定についてです。

具体的な窓口での対応はどうか。

成年被後見人にはメッセージが出ます。窓口で法定代理人と一緒に来ていることを確認の上で、印鑑登録を受け付けます。施行日が議会の翌日になっているが、市内の緊急な必要性、対象者はどのくらいいるのか。

今までは成年被後見人は手続きができないということでしたが、中には自分で意思を表示してできる人もいます。そういう人を救うための改正なので、需要はそれほど多くはないと思われるが、まるっ

きりないとは言えないということでした。

次に、陳情につきまして、賛成多数の採択の決定となっておりますが、それは……

【「陳情何号」と呼ぶ者あり】

●教育民生常任委員長（伊東温子君） 全ての、16号を除きまして賛成多数で採択となっておりますが、これは国の制度を是とした反対意見と、地域の実情を捉えて改善を求めることの願意を妥当としたことによるものです。

陳情16号についての賛成なしというのは、題名と内容に乖離が見られたり、願意の趣意と現状に異なる点がある等の意見が全員から挙げられたことによるものです。以上です。

●議長（佐藤元君） これから教育民生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで教育民生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。13番佐々木春男産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（13番佐々木春男君）登壇】

●産業建設常任委員長（佐々木春男君） 去る12月9日、当委員会に付託されました事件につき、審査が終了していますので報告いたします。

当委員会に付託されました、議案第99号にかほ市ガス事業清算特別会計条例制定について、議案第101号にかほ市工業振興条例の一部を改正する条例制定について、議案第113号令和元年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第114号令和元年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第115号令和元年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第4号）について、議案第116号令和元年度にかほ市水道事業会計補正予算（第3号）については、それぞれ全員の賛成で可決と決しております。

審査の内容を若干報告いたします。

議案第99号にかほ市ガス事業清算特別会計条例制定については、清算特別会計の現時点での内容は、歳入にはガス事業売払収入、歳出には企業債の償還金、これは元金と利息の支払いが発生します。剰余金が発生する見込みで、それは一般会計に繰り出すことになるかと考えておるといこととであります。

議案第101号にかほ市工業振興条例の一部を改正する条例制定については、条例第2条1号に記載されている工場等に情報通信業やコールセンター業は、工場を必要とする本条例の対象にはならないのとはについては、コールセンター業などの事業所については、工場等の「等」の中に意味が含まれていますので、対象になります。条例第2条第1号内、「他」については、本市工業の振興に資すると認められる事業を営むため使用する施設までが含まれており、「並びに」の字句により、以下、情報通信業でも対象施設となると定義しておりますということとあります。また、本条例の奨励措置を受けるためには、操業開始の1ヵ月前には事業計画書を提出していただく必要があります。ガス事業が令和2年4月1日から操業開始することを考えると、遅くとも令和2年3月1日には事業計画書を

提出してもらう必要があります。また、公布日を施行日とする場合もありますが、周知期間を設けるといふ件も考慮して、施行日は令和2年2月1日としました。条例改正による効果については、奨励措置対象が広がることにより、市外からの誘致や市内の業者が増加すると考えている。その中で対象外の業種があれば、市にとって有益であるかどうか検討し、業種を増やすことで市の産業振興ができると考えているということでもあります。

議案第113号令和元年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、エアコン等工事費については、ガス水道局の上水道部門に貸しますが、エアコン等設備は笹森クリーンセンターの財産ですので、工事費において計上しております。施設使用料は、有償にすると国庫補助金の返還義務が生じる場合があるため、無償としていますということでもあります。

議案第114号令和元年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）については、時間外委託料とは、委託業者と時間外業務の単価契約を行っており、出勤した時間分を払っているものですということでもあります。

議案第115号令和元年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第4号）については、企業債の返還については、当初3月に借入れした段階では今年度の3月に全ての企業債を譲渡金で一括返還する考えでした。しかし、他の自治体の例や消費税の考え方により、譲渡金が新年度の精算特別会計に入ることになったため、他の企業債は新年度の償還としたが、平成30年度借入れ分は1年で償還することとしたため、今回当初計上額との差額を補正したものですということでもあります。

議案第116号令和元年度にかほ市水道事業会計補正予算（第3号）については、畑地区基盤整備の送水管切り回し工事は、県の補償工事になります。補償額はまだ決まっていない。プレステージのガス水道の引き込みについては、水道は下水道と同時施工となるが、ガスは使用するかどうか確定しておりませんとのこと。以上でございます。

●議長（佐藤元君） これから産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、一般会計予算特別委員長の報告を求めます。3番小川正文一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（3番小川正文君）登壇】

●一般会計予算特別委員長（小川正文君） 一般会計予算特別委員会に令和元年12月9日に付託になりました、議案第93号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第11号）、議案第110号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）について及び議案第119号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）についての審査が終了しておりますので報告をいたします。

議案第93号、議案第110号、議案第119号は、いずれも全員の賛成により、議案第93号は承認、議案第110号及び議案第119号は可決と決しております。

なお、産業建設小委員長から議案第110号についての付帯決議が本会議に提出されておりますので、

申し述べておきます。以上です。

●議長（佐藤元君） これから一般会計予算特別委員長に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長及び一般会計予算特別委員長の報告及び質疑を終わります。

これから議案第93号及び議案第97号から議案第103号及び議案第110号の議案9件の討論、採決を行います。

初めに、議案第93号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第5号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第11号）の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第93号の討論を終わります。

これから議案第93号を採決します。本案に対する委員長の報告は承認です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第93号は、委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第97号にかほ市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第97号の討論を終わります。

これから議案第97号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第97号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第98号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第98号の討論を終わります。

これから議案第98号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第98号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第99号にかほ市ガス事業清算特別会計条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第99号の討論を終わります。
これから議案第99号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第99号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第100号にかほ市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に係る固定資産税の課税免除に関する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第100号の討論を終わります。
これから議案第100号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第100号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第101号にかほ市工業振興条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第101号の討論を終わります。
これから議案第101号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第101号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第102号損害賠償の額を定めることについての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第102号の討論を終わります。
これから議案第102号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。
お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第102号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第103号秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第103号の討論を終わります。

これから議案第103号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第103号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第110号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第110号の討論を終わります。

これから議案第110号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第110号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議案第110号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第110号につきましては、付帯決議が提出されております。

これから議提第10号議案第110号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）についての付帯決議について、13番佐々木春男議員の説明を求めます。

【13番（佐々木春男君）登壇】

●13番（佐々木春男君） 議案第110号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）についての付帯決議。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和元年12月11日提出。

にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員佐々木春男。

賛成者、にかほ市議会議員森鉄也、にかほ市議会議員佐藤文昭、にかほ市議会議員佐々木正勝、にかほ市議会議員小川正文、にかほ市議会議員齋藤光春。

内容につきましては、先ほどの小委員会で朗読したものと同じでございます。皆さんのお手元にもあると思いますので、目を通していただければと思います。

●議長（佐藤元君） これから議提第10号の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議提第10号の質疑を終わります。

これから議提第10号の討論、採決を行います。

初めに、議提第10号議案第110号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）についての付帯決議の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 討論なしと認めます。これで議提第10号の討論を終わります。

これから議提第10号議案第110号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第7号）についての付帯決議を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立全員です。したがって、議提第10号は、原案のとおり可決されました。

これから議案第111号から議案第119号までの議案9件、陳情第15号から陳情第21号までの陳情7件、計16件の討論、採決を行います。

初めに、議案第111号令和元年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第2号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第111号の討論を終わります。

これから議案第111号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第111号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第112号令和元年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第112号の討論を終わります。

これから議案第112号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第112号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第113号令和元年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第113号の討論を終わります。

これから議案第113号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第113号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第114号令和元年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第114号の討論を終わります。

これから議案第114号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第114号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第115号令和元年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第4号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第115号の討論を終わります。

これから議案第115号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第115号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第116号令和元年度にかほ市水道事業会計補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第116号の討論を終わります。

これから議案第116号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第116号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第117号にかほ市印鑑条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第117号の討論を終わります。

これから議案第117号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第117号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第118号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第118号の討論を終わります。

これから議案第118号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第118号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第119号令和元年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで議案第119号の討論を終わります。

これから議案第119号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、議案第119号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第15号ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険の抜本的改善を求める陳情の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで陳情第15号の討論を終わります。

これから陳情第15号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第15号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立多数です。したがって、陳情第15号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第16号若い人も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情の討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。13番佐々木春男議員。

【13番（佐々木春男君）登壇】

●13番（佐々木春男君） 私は、陳情第16号若い人も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める

陳情の採択に賛成の立場から発言いたします。

年金を減らし続ける仕組み、マクロ経済スライドで国民の年金は7兆円も減ると、安倍首相ははっきり認めました。厚労省は、2040年時点で、今でも低い基礎年金月額6.5万円が2万円も減らされてしまうという試算を示しております。ちなみに、現在65歳になったときに受け取る基礎年金の額は、月6.5万円ですが、今45歳の人であれば月5万1,000円、今35歳の人であれば月4.5万円との試算であります。一方、保険料については、今は年収1,000万円を上限に据え置きしており、年収500万円から1,000万円の人の保険料負担率は9.15%で、その一方、その10倍の所得を有する人、つまり1億円以上の所得の人の負担率は0.95%で、10分の1であります。この不公平をたださず年金を減らすことは許されません。保険料を据え置く上限を健康保険と同じく年収2,000万円まで引き上げ、保険料収入を増やし、1兆円規模の財源をつくり、年金積立金約2兆円は給付費4年分にもわたります。ヨーロッパでは1.5ヵ月や2ヵ月程度です。これを計画的に取り崩し、給付のために使い、現役世代の賃上げ、正社員化で保険料収入を増やす、これには企業努力、国の財政投入が必要であります。支え手である現役世代を豊かにし、年金財政を安定させることにより、減らない年金は実現可能です。よって、若い人も高齢者も安心できる年金制度は、決して無謀な求めではないですし、国民として普通に思うことであります。

若い人も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情の採択に賛成の意を表明し、討論いたします。

●議長（佐藤元君） 次に、原案に反対者の発言を許します。14番佐々木敏春議員。

【14番（佐々木敏春君）登壇】

●14番（佐々木敏春君） それでは、陳情第16号に対しまして採択に反対の立場から討論を行います。

現行年金制度のマクロ経済スライドにおきましては、年金額は減少とならないものであります。陳情の趣意とは異なるものであり、願意を妥当とは認められません。

現行の年金制度は、2004年、自公政権において、少子高齢化を迎える社会にあって100年先まで見通せる年金制度として生まれてきたものであります。そして今25年が過ぎ、四半世紀を経過した現在においても、この年金制度の持続性は揺るがないものとして評価をされております。7月7日付読売新聞でも、「年金制度自体の持続性は確保されており、いたずらに不安を覚える必要はない」としております。

よって、誤った制度認識、あるいは制度に対する不安をあおることにつながる当該陳情については、採択すべきでないと考えます。以上でございます。

●議長（佐藤元君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 討論なしと認めます。これで陳情第16号の討論を終わります。

これから陳情第16号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。したがって、本件は原案についてお諮りします。この陳情は、原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立少数です。したがって、陳情第16号は、不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第17号お金の心配なく、国の責任で、安心してらせる社会の実現のため社会保障制度の拡充を求める陳情の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで陳情第17号の討論を終わります。

これから陳情第17号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第17号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立多数です。したがって、陳情第17号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第18号医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書の提出についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで陳情第18号の討論を終わります。

これから陳情第18号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第18号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立多数です。したがって、陳情第18号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第19号介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設に関する意見書の提出についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで陳情第19号の討論を終わります。

これから陳情第19号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第19号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立多数です。したがって、陳情第19号は、委員長の報告のとおり採択する

ことに決定しました。

次に、陳情第20号「深刻な医師不足、高齢化の進行、公共交通機関の衰退など地方における公立・公的病院のおかれている医療事情の状況把握を欠いたまま、国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないこと」を国に求める意見書提出の陳情書の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。これで陳情第20号の討論を終わります。

これから陳情第20号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第20号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立多数です。したがって、陳情第20号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第21号加齢性難聴者への補聴器購入に公的助成制度の創設を求める意見書提出を要請する陳情の討論を行います。

初めに、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。13番。

【13番（佐々木春男君）登壇】

●13番（佐々木春男君） 陳情第21号加齢性難聴者への補聴器購入に公的助成制度の創設を求める意見書提出を要請する陳情に賛成の立場から発言いたします。

陳情文にもあるように、加齢性難聴は、日常生活を不便性、コミュニケーションを困難にするなど、生活の質を落とす大きな原因になります。日本と欧米の難聴率は、ほぼ同じ10%であるのに、日本の補聴器所有者率は欧米に比べ半分以下の14%と言われております。その原因は、日本では難聴を障がいのカテゴリーと捉え、助成制度を設けていることに対し、欧米では医療のカテゴリーとして捉え、助成制度を確立しているところにあります。さらには、日本では補聴器の価格は高く、低所得者の高齢者には大きな負担になります。補聴器をつけることにより、心身ともに健やかに過ごすことができ、社会参加や定年延長、再雇用の後押し、健康寿命の延伸、医療抑制などにもつながることが期待できます。元気なお年寄りの姿は、何にも代え難いものです。

よって、加齢性難聴者への補聴器購入に対する公的補助制度の創設の陳情には、採択すべきものとして討論といたします。

●議長（佐藤元君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 討論なしと認めます。これで陳情第21号の討論を終わります。

これから陳情第21号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。陳情第21号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立多数です。したがって、陳情第21号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第27、議提第11号ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の大幅処遇改善、介護保険の抜本的改善を求める意見書から日程第32、議提第16号加齢性難聴者への補聴器購入に公的助成制度の創設を求める意見書まで6件を議題とします。

初めに、議提第11号から議提第16号について4番伊東温子議員の説明を求めます。4番。

【4番（伊東温子君）登壇】

●4番（伊東温子君） 議提第11号ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の大幅処遇改善、介護保険の抜本的改善を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和元年12月11日提出。

にかほ市議会議長様。

意見書提出先は、内閣総理大臣様、厚生労働大臣様。

提出者につきましては、にかほ市議会議員伊東温子。

賛成者、にかほ市議会議員齋藤進、同じく宮崎信一、同じく菊地衛であります。

議提第12号社会保障制度の拡充を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和元年12月11日提出。

にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員伊東温子。

賛成者、にかほ市議会議員齋藤進、同じく宮崎信一、同じく菊地衛。

提出先は、内閣総理大臣様、厚生労働大臣様。

続きまして、議提第13号医師養成定員を減らす方針の見直しを求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和元年12月11日提出。

にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員伊東温子。

賛成者、にかほ市議会議員齋藤進、同じく佐藤直哉、同じく宮崎信一、同じく菊地衛。

提出先は、内閣総理大臣様、厚生労働大臣様、財務大臣様、文部科学大臣様、総務大臣様です。

続きまして、議提第14号介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和元年12月11日提出。

にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員伊東温子。

賛成者、にかほ市議会議員齋藤進、同じく宮崎信一、同じく菊地衛。

提出先、内閣総理大臣様、厚生労働大臣様、総務大臣様です。

議提第15号「深刻な医師不足、高齢化の進行、公共交通機関の衰退など、地方における公立・公的病院の置かれている医療事情を考慮し、一方的な再編・統合は行わないこと」を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和元年12月11日提出。

にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員伊東温子。

賛成者、にかほ市議会議員齋藤進、同じく佐藤直哉、同じく宮崎信一、同じく菊地衛。

提出先は、衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、財務大臣様、厚生労働大臣様です。

議提第16号です。加齢性難聴者への補聴器購入に公的助成制度の創設を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和元年12月11日提出。

にかほ市議会議長様。

提出者、にかほ市議会議員伊東温子。

賛成者、にかほ市議会議員齋藤進、同じく宮崎信一、同じく菊地衛。

提出先は、内閣総理大臣様、財務大臣様、厚生労働大臣様であります。

地域の現状に合わせて内容、語句を精査し意見書としましたので、御一読くださるようお願いいたします。

●議長（佐藤元君） これから議提第11号から議提第16号についての質疑を行います。

初めに、議提第11号ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の大幅処遇改善、介護保険の抜本的改善を求める意見書の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議提第11号の質疑を終わります。

次に、議提第12号社会保障制度の拡充を求める意見書の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議提第12号の質疑を終わります。

次に、議提第13号医師養成定員を減らす方針の見直しを求める意見書の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議提第13号の質疑を終わります。

次に、議提第14号介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書の質疑を行

います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議提第14号の質疑を終わります。

次に、議提第15号「深刻な医師不足、高齢化の進行、公共交通機関の衰退など、地方における公立・公的病院の置かれている医療事情を考慮し、一方的な再編・統合は行わないこと」を求める意見書の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議提第15号の質疑を終わります。

次に、議提第16号加齢性難聴者への補聴器購入に公的助成制度の創設を求める意見書の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 質疑なしと認めます。これで議提第16号の質疑を終わります。

これで議提第11号から議提第16号についての質疑を終わります。

これから議提第11号から議提第16号の討論、採決を行います。

初めに、議提第11号ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の大幅処遇改善、介護保険の抜本的改善を求める意見書の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 討論なしと認めます。これで議提第11号の討論を終わります。

これから議提第11号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立多数です。したがって、議提第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第12号社会保障制度の拡充を求める意見書の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 討論なしと認めます。これで議提第12号の討論を終わります。

これから議提第12号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立多数です。したがって、議提第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第13号医師養成定員を減らす方針の見直しを求める意見書の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 討論なしと認めます。これで議提第13号の討論を終わります。

これから議提第13号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立多数です。したがって、議提第13号は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第14号介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設を求める意見書の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 討論なしと認めます。これで議提第14号の討論を終わります。

これから議提第14号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立多数です。したがって、議提第14号は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第15号「深刻な医師不足、高齢化の進行、公共交通機関の衰退など、地方における公立・公的病院の置かれている医療事情を考慮し、一方的な再編・統合は行わないこと」を求める意見書の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 討論なしと認めます。これで議提第15号の討論を終わります。

これから議提第15号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立多数です。したがって、議提第15号は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第16号加齢性難聴者への補聴器購入に公的助成制度の創設を求める意見書の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 討論なしと認めます。これで議提第16号の討論を終わります。

これから議提第16号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤元君） 起立多数です。したがって、議提第16号は、原案のとおり可決されました。

日程第33、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第43条により、議会で議決されました議案において、その条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤元君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第5回にかほ市議会定例会を閉会します。

午後0時32分 閉 会
